平成２８年（フ）第２３６号
埼玉県三郷市彦野１丁目72番地　白石テラスハウスＢ―101
債務者　種植　秀人
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
埼玉県吉川市大字吉川1605番地２
債務者　林　　克子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
埼玉県春日部市藤塚650番地３　コスモハイツ102号
債務者　大熊　久子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
埼玉県草加市原町３丁目19番38号　グランディー103号
債務者　伊勢　直美
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
埼玉県熊谷市八木田172番地４
債務者　長谷川和枝（旧姓鴨下）
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１０６号
静岡県沼津市東間門627番地の18
債務者　土屋真由子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
静岡県伊東市富戸1317番地の2889、前住所山梨県甲府市北新２丁目15番８号　クオーレ北新Ａ205
債務者　植松　一真
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
静岡県御殿場市中畑1495番地の28
債務者　末木　裕児
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３５号
愛知県あま市西今宿梶村一32番１号、前住所三重県松阪市大平尾町55番地　コーポフレグランス　Ａ―201号
債務者　岩橋　康治
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第３１５号
北九州市小倉南区若園１丁目21番11号
債務者　坂本　典子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３１号
北九州市戸畑区浅生３丁目７番３―201号
債務者　福永さなえ
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５１１号
愛知県尾張旭市庄南町２丁目４番地３　パークサイド庄南北館406号
債務者　伊藤　光明
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１２号
愛知県尾張旭市庄南町２丁目４番地３　パークサイド庄南北館406号
債務者　伊藤　則子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３１号
愛知県大府市東新町３丁目１番地の１　コープ野村Ｃ棟215号
債務者　山口　俊憲
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字菅田63番地202、前住所愛知県額田郡幸田町大字菱池字菅田61番地　202
債務者　川畑　　優
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２３９号
大阪市福島区吉野４丁目９番18―707号
債務者　小阪　　実
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５４４号
大阪府豊中市寺内２丁目13番11―202号
債務者　小西　英達
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで大阪地方裁判所第６民事部